

議案第1号

婦人会館条例施行規則廃止等について

婦人会館条例施行規則を廃止する等の規則を次のように定める。

平成28年1月22日提出

横須賀市教育委員会

教育長 青木克明

婦人会館条例施行規則を廃止する等の規則

(婦人会館条例施行規則の廃止)

第1条 婦人会館条例施行規則（平成6年横須賀市教育委員会規則第11号）
は、廃止する。

（教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則の一部改正）

第2条 教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則（平成
13年横須賀市教育委員会第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表生涯学習課の項中

婦人会館の使用許可	婦人会館条例（昭和55年横須賀市条例第10号）第6条第1項	即日
婦人会館使用における特別設備その他の付帯行為の承認	同条例第7条	即日
婦人会館の使用許可事項変更の承認	同条例第8条	即日
婦人会館の使用取消しの承認	同条例第8条	即日
万代会館の使用許可	万代会館条例（昭和55年横須賀市条例第22号）第6条第1項	即日

万代会館の使用許可	万代会館条例（昭和55年横須賀市条例第22号）第6条第1項	即日	に改める。
-----------	-------------------------------	----	-------

(教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正)

第3条 教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年横須賀市教育委員会第3号）の一部を次のように改正する。

第6条生涯学習課の部第11号中「及び婦人会館」を削る。

第7条の2中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第18条及び第19条を削り、第20条を第18条とし、第21条から第21条の3までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

婦人会館条例廃止に伴い、「婦人会館条例施行規則」は廃止し、「教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則」及び「教育委員会事務局等事務分掌規則」において、所要の条文整備を行うため

廃止

婦人会館条例施行規則

(使用申込み)

第1条 婦人会館条例(昭和55年横須賀市条例第10号)第6条第1項の規定により、横須賀市立婦人会館(以下「会館」という。)の使用許可を受けようとする者は、使用簿に所定の事項を記載して教育委員会に申し込まなければならない。

2 前項の規定による使用申込みは、使用期日の2月前から行わなければならぬ。ただし、特別の事情により教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の制限)

第2条 会館は、同一使用者又は同一目的により引き続き5日を超えて又は使用日の属する月を通じて7日を超えて使用することはできない。ただし、教育委員会において特別の理由があると認めるとときは、この限りでない。

(使用者の遵守事項)

第3条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定員を超えて入場させないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可された施設又は備付器具以外のものを使用しないこと。
- (5) その他管理上支障となる行為をしないこと。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行日前に婦人会館条例施行規則(昭和55年横須賀市規則第43号)の規定により施行日以後に係る婦人会館の使用許可を受けたものについては、第2条の規定による使用許可とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則

(標準処理期間等)

第2条 標準処理期間は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定する標準処理期間の算定については、申請が到達した日の翌日から起算して、当該申請に対する処分をする日までの日数(当該申請が到達した日に処分する場合は、即日)とする。
- 3 前項の算定においては、次に掲げる日数は算入しないものとする。
 - (1) 休日を定める条例(平成元年横須賀市条例第10号)第1条第1項に規定する本市の休日の日数
 - (2) 申請期間を定め、その期間内に申請のあったものを処分して処理する場合における当該申請期間の末日までの日数
 - (3) 申請書の不備等の理由により補正するために必要とする日数(申請者に照会し、及び申請者が審査に必要な新たな書類、資料等を添付するため必要とする日数を含む。)
 - (4) 申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数
 - (5) 公聴会の開催等申請者以外の者の意見を聞くために必要とする日数

別表(第2条第1項関係)

1 共通事項

許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
行政財産目的外使用許可	地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項	21日
行政財産目的外使用に係る使用料減免	財産条例(昭和39年横須賀市条例第27号)第10条第3項	21日

2 教育委員会事務局教育総務部

所管課名	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
生涯学習課	文化財の現状変更等の許可	文化財保護条例(昭和39年横須賀市条例第41号)第6条	90日
	文化財の市外搬出許可	同条例第6条	60日
	指定文化財等の所有者等に対する補助金の交付決定	同条例第8条第1項	60日
	婦人会館の使用許可	婦人会館条例(昭和55年横須賀市条例第10号)第6条第1項	即日
	婦人会館使用における特別設備その他の付帯行為の承認	同条例第7条	即日
	婦人会館の使用許可事項変更の承認	同条例第8条	即日
	婦人会館の使用取消しの承認	同条例第8条	即日
	万代会館の使用許可	万代会館条例(昭和55年横須賀市条例第22号)第6条第1項	即日
	万代会館使用における特別設備その他の付帯行為の承認	同条例第7条	即日
	万代会館の使用許可事項変更の承認	同条例第8条	即日
	万代会館の使用取消しの承認	同条例第8条	即日

学校管理課	学校施設の利用許可	横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第8号)第27条	14日
-------	-----------	---	-----

3 教育委員会事務局学校教育部

所管課名	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
教育指導課	市立高等学校の授業料、入学検定料及び入学金の減免	市立学校の授業料等に関する条例(昭和32年横須賀市条例第19号)第4条	15日
	市立幼稚園の保育料及び入園料の減免	同条例第4条	15日
支援教育課	小学校等への就学義務の猶予又は免除	学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条	7日
	中学校等への就学義務の猶予又は免除	同法第18条	7日
	小学校又は中学校の学区指定変更の承認	学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第8条	7日
	小・中学校の区域外就学の承諾	同令第9条第1項	7日
	盲者等の区域外就学の承諾	同令第17条	30日
	交通遺児奨学金の支給認定	交通遺児奨学金支給条例(昭和50年横須賀市条例第7号)第5条	7日
スポーツ課	体育会館使用料の減免の承認	体育会館条例(昭和29年横須賀市条例第31号)第13条	即日
	体育会館使用料の還付の承認	同条例第14条	即日
	市立学校体育施設の利用許可	市立学校体育施設開放規則(昭和51年横須賀市規則第7号)第5条第1項	即日

4 教育機関

所管課等名	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
中央図書館	図書館カードの交付	図書館条例施行規則(昭和49年横須賀市教育委員会規則第6号)第2条第1項	即日
	団体貸出利用の承認	同規則第5条第1項	即日
	資料複写の承認	同規則第8条第1項	即日
	視聴覚資料の利用の承認	同規則第11条第1項	即日
	貸出禁止資料の貸出し許可	同規則第12条	即日
	寄贈資料の受入れ	同規則第15条第1項	即日
博物館運営課	寄贈資料の受入れ	博物館条例施行規則(昭和29年横須賀市教育委員会規則第5号)第3条第1項	15日
	資料複写の承認	同規則第5条第1項	即日
美術館運営課	特別利用の許可	美術館条例(平成18年横須賀市条例第35号)第6条第1項	15日
	特別利用料の減免	同条例第7条第3項	15日
	観覧料及び使用料の減免	同条例第5条第6項	15日

(教育総務部)

第6条 教育総務部における各課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 教育政策の方針に関すること。
- (2) 教育施策の調整に関すること。
- (3) 学校建設の長期計画の策定に関すること。
- (4) 教育委員会の秘書及び会議に関すること。
- (5) 教育委員会の規則及び訓令等の審査並びに公布令達に関すること。
- (6) 事務局及び教育機関(以下「事務局等」という。)の組織に関すること。
- (7) 学校職員以外の職員の任免、給与その他人事に関すること。
- (8) 特別職員(学校関係職員を除く。)に関すること。
- (9) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (10) 儀式及び表彰に関すること。
- (11) 教育統計及び調査に関すること。
- (12) 通学区域に関すること。
- (13) 広報及び教育行政に関する相談に関すること。
- (14) 文書事務の総括に関すること。
- (15) 公印の管理に関すること。
- (16) 事務局等の予算執行の調整に関すること。
- (17) 予算経理手続きに関すること。
- (18) 学校事務用品及び教材教具の調達等に関すること。
- (19) 学校備品の整備に関すること。
- (20) よこすか教育ネットワークの管理運営に関すること。
- (21) 他の執行機関等との連絡に関すること。
- (22) 他部間及び部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。
- (23) 他部及び部内の他課の主管に属しない事務に関すること。

生涯学習課

- (1) 生涯学習の調査及び計画に関すること。
- (2) 生涯学習に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 生涯学習の啓発及び普及に関すること。
- (4) 文化財の保護と活用に関すること。
- (5) 成人教育に関すること。
- (6) 人権教育及び人権啓発の推進に関すること。
- (7) 学校施設(体育施設を除く。)の開放に関すること。
- (8) 社会教育関係団体及び文化財関係団体の指導育成に関すること。
- (9) 生涯学習財團に関すること。
- (10) 図書館、博物館及び美術館との連絡に関すること。
- (11) 万代会館及び婦人会館の管理に関すること。
- (12) 生涯学習センターに関すること。
- (13) 万代基金の管理に関すること。

教職員課

- (1) 学級編制並びに学校職員の定数及び配置に関すること。
- (2) 学校職員の人事に関すること。
- (3) 学校職員の免許状に関すること。
- (4) 学校職員の研修に関すること。
- (5) 学校職員の健康管理に関すること。
- (6) 学校職員の福利厚生に関すること。
- (7) 学校医等の公務災害補償に関すること。
- (8) 学校職員団体との交渉に関すること。
- (9) 学校職員安全衛生委員会に関すること。

学校管理課

- (1) 学校施設の建設設計画に関すること。
- (2) 学校用地の確保に関すること。
- (3) 学校施設の整備計画に関すること。
- (4) 学校財産の管理に関すること。
- (5) 学校施設の維持管理に関すること。
- (6) 学校施設の営繕工事に関すること。

(教育機関の組織)

第7条の2 教育機関に次の組織を置く。

- (1) 中央図書館
- (2) 北図書館
- (3) 南図書館
- (4) 児童図書館
- (5) 自然・人文博物館
- (6) 美術館
- (7) 万代会館
- (8) 婦人会館
- (9) 教育研究所

(婦人会館)

第18条 婦人会館に館長を置く。

- 2 館長は、教育総務部生涯学習課長の命を受け所掌事務を掌理する。
- 3 婦人会館の職員は、生涯学習課の職員をもって充てる。

第19条 婦人会館の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 女性の教養及び文化の振興に関すること。
- (2) 婦人会館の使用許可に関すること。

(教育研究所)

第20条 教育研究所に所長を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、教育研究所に係長及び主査を置くことができる。
- 3 係長及び主査の配置は、学校教育部長が定める。
- 4 所長は、学校教育部長の命を受け所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 係長及び主査は、上司の命を受け所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 所長、係長及び主査の職務は、前2項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 所長 教育研究所内の事務の総括管理に関すること。
 - (2) 係長 所長が指定する係の事務の執行管理に関すること。
 - (3) 主査 課内の事務のうち特に教育総務部長が指定する事項又は係の事務のうち機動性を持たせる必要がある事項の執行管理に関すること。
- 7 所長は、前項の規定にかかわらず、指定した職員に特定事項を処理させることができる。

¹⁹
第21条

教育研究所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 教育に関する専門的及び技術的事項の調査研究に関するここと。
- (2) 教育関係職員の研修等に関するここと。
- (3) 情報教育の推進に関するここと。
- (4) 教育図書その他の資料に関するここと。
- (5) その他教育研究所業務に関するここと。

(教育情報システム室)

²⁰
第21条の2 教育総務部総務課の事務の一部を取り扱うため、横須賀市久里浜6

丁目14番3号に教育情報システム室を設置する。

- 2 教育情報システム室に室長を置く。
- 3 室長は、教育総務部総務課長(教育政策を所掌する担当課長が置かれた場合は、当該担当課長)の命を受け所掌事務を掌理する。
- 4 教育情報システム室の職員は、教育総務部総務課の職員をもって充てる。

第21条の3 教育情報システム室の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) よこすか教育ネットワークの管理運営に関するここと。

